

重要事項説明書（ゼロからでんきプラン）

下記記載事項は、電気事業法に基づく重要事項説明の実施を目的とし、また契約締結前後書面にかかる記載事項の一部となります。この内容は重要ですから、必ず最後までお読みいただき、十分ご理解いただいたうえでお申込みください。詳しくは、当社電気需給約款（以下「需給約款」といいます。）および各種メニュー定義書をご確認ください。需給約款、各種メニュー定義書および本内容は、マイページ（当社が提供するお客さまの閲覧用サイトをいいます。以下同じです。）または当社ホームページ（<https://tepcو-ls.co.jp/service/denki/>）にてご確認ください。

なお、契約締結前後書面に係るその他の記載事項（供給地点特定番号、契約年月日、電気のご使用開始日その他のお客さまに固有の記載事項）は、当社からお送りした「契約完了のご連絡」と題するメール又はマイページの「契約内容のご確認」の箇所をご参照ください。

- ① 「ゼロからでんき」は、TEPCO ライフサービス株式会社（登録番号 A0679）が提供するサービスです。
- ② オール電化など、割引契約に加入されている場合、電気料金が高くなったり、現在契約中の電力会社から違約金を請求されたりすることがあります。特に IH クッキングヒーターや、電気給湯器をご使用されている方は、現在のご契約内容のご確認をお願いいたします。
- ③ お客さまからのお申込み受付後であっても、以下の場合、当社はお申込みを承諾しない場合があります。承諾しない場合は、その理由をお知らせいたします。
 - ・ お申込み受付後 14 日を経過しても、当社が電気需給契約締結に必要なお客さま情報を、お客さま、お客さまが現在ご契約されている小売電気事業者、または一般送配電事業者から取得できない場合
 - ・ お引越し先でご利用になる場合、使用開始希望日より 5 日前までに、当社が電気需給契約締結に必要なお客さま情報を、お客さま、または一般送配電事業者から取得できない場合
 - ・ 管理組合等を通じてマンション全体で一括して電気需給契約を締結されている場合等、お客さま、またはお客さまと同居のご家族が個別に小売電気事業者とご契約されていない場合
 - ・ 新築または増築中のために、電気をご使用される建物に電気が開通していない場合
 - ・ ご契約住所が一部離島に該当する場合

④ お客さま宅のメーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。工事費は無料です。当該地域の一般送配電事業者や当該一般送配電事業者から委託を受けた施工会社（以下、「施工会社」といいます。）が、お客さまの敷地内に立ち入り工事を行いますので、ご協力をお願いいたします。工事の際、原則としてお客さまの立ち会いは必要ありません。なお、工事について事前に連絡がある場合、工事が当社サービスへの切り替えのためのものであることは告知されませんのでご了承ください。

⑤ 次のいずれかに該当する場合、電気の供給が停止されることがあります。なお、電力会社の切り替えを理由に停電することはありません。

- ・ 電気の保安上の危険がある場合
- ・ お客さまが料金等の支払い期日を経過してなお支払われず、当社との契約が解約となった場合
- ・ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ・ その他、当社が定める需給約款に反した場合

1. 電気料金およびその算定方法

- ・ 料金

料金は、電力量料金、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量により、次の単価を適用して算定いたします。

供給区域	1キロワット時あたりの単価	
	契約電流 60 アンペア以下または契約容量 6 キロボルトアンペア以下	左記以外
東京電力パワーグリッド株式会社	26 円 40 銭	27 円 50 銭
関西電力株式会社	22 円 40 銭	23 円 40 銭

- ・ 燃料費等調整額

毎月の燃料費等調整額はマイページにて、燃料費等調整単価の算定過程詳細は当社ホーム

ページにて、ご確認ください。燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に、以下に定める燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} \times x + \text{電源調達費調整単価} \times y$$

※ x, y=電源調達実績に基づき当社が定める係数

※ 九州エリアのお客さまには別途離島ユニバーサルサービス調整が発生いたします。

2. 使用電力量の算定および料金調定の方法

使用電力量は、託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給量といたします。料金の算定期間は、計量期間または月末締め（毎月1日から末日までの期間）とし、お客さまの設備状況等に応じて当社が決定いたします。料金の算定期間が月末締めの場合で、当該地域の一般送配電事業者から受領した使用電力量の速報値と確報値との間に、通信不良等の理由で差異が生じた場合は料金の差額を翌月以降に精算いたします。

3. 料金の支払方法

電気料金のお支払い方法は、口座振替またはクレジットカードとなります。

4. 当社からの通知・連絡等

当社からの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）締結前後の書面交付、検針票、請求書の送付、その他通知、連絡等はすべて電磁的方法（電子メール、当社ホームページ又はスマートフォンアプリ等を利用する方法をいいます。）で提供することについてご承諾いただきます。郵送でのお知らせには対応しておりません。

5. 契約成立と契約期間

本契約は、当社がお申込み内容を確認し、契約締結後交付書面をお客さまにお送りした日に成立いたします。契約期間の満了日は、一律3月の計量日の前日までとなります。契約期間にかかわらず、解約に対する違約金などの制限はございません。

6. 契約の更新

契約期間満了後、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も

1 年毎に同一条件で更新され、当社は事前に新たな契約期間をお客さまに電子メールその他の電磁的方法でお知らせします。この際、需給約款の定めに従い、更新前後の書面でのご案内を省略又は簡略化することについてご承諾いただきます。

7. 申込みの方法

需給約款の定めに従い、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

また、お申込み内容が、当該地域の一般送配電事業者が保有する情報（以下「託送情報」といいます。）と一致しない場合、当社は、当該託送情報に基づき修正した内容で、お客さまの申込み内容を確定いたします。

8. 供給開始予定年月日

当社は、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

9. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10. 契約容量の決定方法

各月の契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、当社の各種メニュー定義書に定める算式によって算定された値といたします。

11. 工事に関する費用と支払方法

電気の供給や使用に必要な工事等は、託送供給等約款に定める標準工事の範囲内の場合、一般送配電事業者の負担で行います。標準工事の範囲外である場合で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

12. 不正使用にかかる違約金

電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

13. 託送約款等の遵守

- ・ 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者が、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- ・ 一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障が生じた場合、またはお客さまの電気工作物に異状もしくは故障が生じたことにより一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。
- ・ その他、託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

14. お客さまからの申出による契約の変更および終了

- ・ お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準じて、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- ・ お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。

15. 当社からの申出による契約の終了

当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ・ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ・ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ・ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ・ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

- ・ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ・ お客さまがその他本約款に反した場合

16. お客さま情報取得に関する権利の委任

本契約の申込み必須事項に不足がある場合、①当社がお客さまの代理として、お客さまが現在ご契約されている小売電気事業者に、需給契約の締結にあたり必要なお客さま情報の照会を行うこと、および、②当社が、当該照会により開示されたお客さま情報を加えた内容で、お客さまからの申込み内容を確定することについて、ご承諾いただきます。当社は、契約手続き完了のお知らせと共に、当該確定後の内容をお知らせいたします。なお、上記ご承諾に基づき当社が①の照会および②の確定を実施する期間は、お申込日から電気の供給開始日までとします。

「ゼロからでんき」サービスのお問い合わせ

TEPCO ライフサービス株式会社（登録番号 A0679）

連絡先:03-4405-0565

（平日 10 時から 17 時まで）